

# 令和7年国勢調査の概要

## I 調査の目的

国勢調査は、統計法(平成19年法律第53号)に定める基幹統計調査として、同法第5条第2項の規定に基づき実施する人及び世帯に関する全数調査である。その結果は、国及び地方公共団体の各種行政施策はもとより、企業、団体その他各方面の利用に供されている。

大正9年(1920年)の第1回調査以来、国の最も基本的で重要な統計調査として5年ごとに実施されており、令和7年に実施する調査はその22回目に当たる。

## II 調査の概要

- 調査期日 令和7年10月1日(水)午前零時現在
- 調査対象 令和7年10月1日現在、我が国に常住するすべての人(外国人を含む)
- 調査の流れ



- 調査項目 世帯員に関する事項:13項目  
(氏名、男女の別、出生の年月、世帯主との続柄、配偶の関係、国籍、現在の住居における居住期間、5年前の住居の所在地、就業状態、所属の事業所の名称及び事業の種類、仕事の種類(職業)、従業上の地位、従業地又は通学地)
- 世帯に関する事項:4項目  
(世帯の種類、世帯員の数、住居の種類、住宅の建て方)
- 調査方法 調査員が全世帯を訪問し、調査票等の調査書類一式を配布  
調査票の回収は、オンライン(インターネット回答)、郵送、調査員

## III 結果の利用

### 【法定人口としての利用】

衆議院議員の小選挙区の改定基準、都道府県・市町村議会の議員定数の決定、地方交付税の算定基準 等

### 【行政施策の基礎資料としての利用】

保育所の整備・充実など、安心して子供を産み育てる環境の整備など少子化対策の基礎資料、高齢者社会福祉施策の基礎資料 等

### 【各種標本調査の抽出フレームとしての利用】

労働力調査、家計調査等の抽出フレーム

### 【教育、民間など広範な分野で利用】

人口学・地理学、将来人口の推計の基礎資料 等